

個人住民税の特別徴収 を推進中

愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となつている事業所については、令和8年度分以降、特別徴収への切り替えをお願いします。

▼特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していく制度です。法令の規定により、給与支払者は、対象となる全ての従業員について個人住民税を特別徴収していました。

▼特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けている従業員（パート、アルバイトを含みます。）

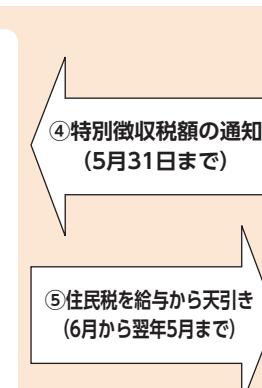
▼特別徴収の対象とならない方

- ・退職者（退職予定者を含みます。）
- ・給与が毎月支給されていない方
- ・給与支払額が少なく、特別徴収できない方
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・給与受給者数が2名以下の事業所に勤めの方

▼プレミアム付商品券の 利用は1月31日までに

豊山町プレミアム付商品券、敬老祝商品券、新年同窓会・ふるさと応援クーポンの利用期限は令和8年1月31日（土）までです。使用していない商品券をお持ちの方は忘れずにご使用ください。

また、一部飲食店では、12・1月に商品券を利用した場合に特典が受けられる店舗もあります。詳細についてはホームページをご覧ください。



給与支払者（特別徴収義務者）

②問合せ 税務課課税グループ
28-2434

ページをご覧ください。

▼問合せ 豊山町商工会
28-3800 まちづくり推進課まで
ちづくり推進グループ 28-0944

②おむつ代の領収書

▼要介護認定者の所得控除

要介護認定を受けている方は、確定申告により次の所得控除を受けることができます。

▼障害者控除

所得税の申告などで障害者控除を受ける場合には、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

令和7年12月31日を基準日として、

65歳以上で要介護認定を受けている方に、町から1月下旬頃に認定書を送付します。

なお、基準日前に亡くなられた方についても、対象となる場合がありますので、お問い合わせの上、役場1階3番窓口保険課で申請してください。

▼おむつ代に係る医療費控除

要介護認定を受けている方が次の書類を添付するか提示することにより、おむつ代に係る費用の医療費控除を受けすることができます。

①おむつ使用確認書

要介護認定申請時の介護保険主治医意見書で「寝たきり状態にあること」、「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方に交付します。必要な方は役場1階3番窓口保険課へ申請してください。

※要件が確認できない場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。用紙は役場1階3番窓口保険課で配布しています。

②おむつ代の領収書
28-0100

▼寄付御礼

株式会社フジドリームエアラインズより、F D A 4号機に使用されていた航空機エンジン・側壁・乗客座席等の寄附をいただきました。

いただいた食材は11月18日（火）の学校給食（和風ボテトサラダ）でおいしくいただきました。

▼航空機エンジン等

名古屋空港ロータリークラブ様より、内3保育園に室内用鉄棒・マット等の寄附をいただきました。

▼園児用体操器具

西春日井農業協同組合様より、農業振興に対する指定寄付金30万円をいたしました。

▼寄付金

